

## 新技術と社会づくりに関する特別委員会 議事次第

令和7年3月17日(月)  
午後1時30分～  
於：第5委員会室

1 開 会

2 確認事項

3 所管事項の調査

「伝統産業を活用した新産業の創出について」

参考人：ミツフジ株式会社

代表取締役社長 三寺 歩 氏

4 閉会中の継続審査及び調査

5 今後の委員会運営

6 その他

7 閉 会

新技術と社会づくりに関する特別委員会 出席要求理事者名簿  
(令和7年2月府議会定例会)

【総合政策環境部】	
デジタル政策推進課長	清水 直喜

【商工労働観光部】	
商工労働観光部副部長 (産業創造担当)	山本 太郎
商工労働観光部副部長 (文化学術研究都市推進課長事務取扱)	玉木 利忠
産業振興課長	安達 雅浩
染織・工芸課参事	是洞 孝幸
織物・機械金属振興センター所長	白江 喜之

( 計 6 名 )

# 令和6年度 委員会運営に関する申合せ（案）

（令和6年6月3日）  
改正 令和6年12月19日

## 1 委員会の活動について

### (1) 定例会中の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（○○○○部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事  
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

#### イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。  
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。  
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

### (2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事  
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

## イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

### (3) 閉会中の活動

#### ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

#### イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

#### ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

#### エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができるものとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

#### オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

### (4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

### (5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

## (6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

## (7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

## 2 議案の審査について

### (1) 議案の付託区分 別紙2

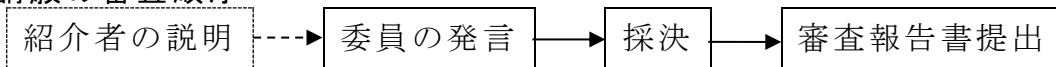
### (2) 議案審査の流れ 別紙3

### (3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

## 3 請願の審査について

### (1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

### (2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

### (3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

## 4 委員会の公開等について

### (1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

### (2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

### (3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

## 5 意見書・決議について

### (1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

### (2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

## 6 その他

### (1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

### (2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

### (3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 凶表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

### (4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**  
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

**別紙6**

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

## オンライン委員会に関する申合せ

### 1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

### 2 オンライン委員会の出席手続

#### (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

#### (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

#### (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

#### (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

### 3 オンライン委員会の基本的事項

#### (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。



## (2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

## 4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
  - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
  - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

## 5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

## 6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

## 7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

## 8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

**育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項**

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

# 伝統産業における 新技術の活用について

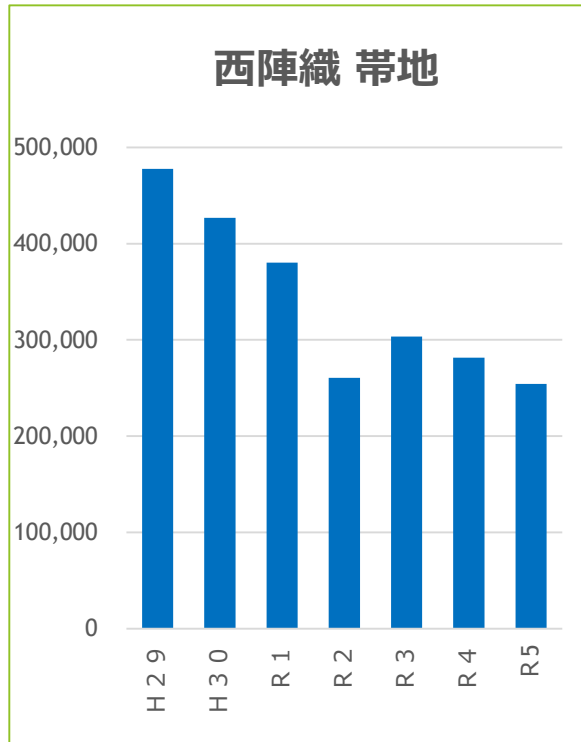
～京都府における支援の取組～

令和7年3月17日

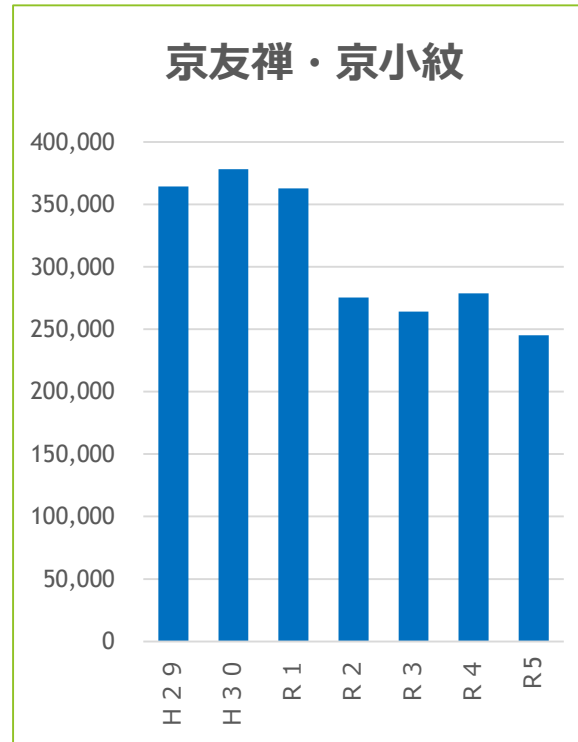
商工労働観光部 染織・工芸課

# 伝統産業(染織3産地)の生産量について

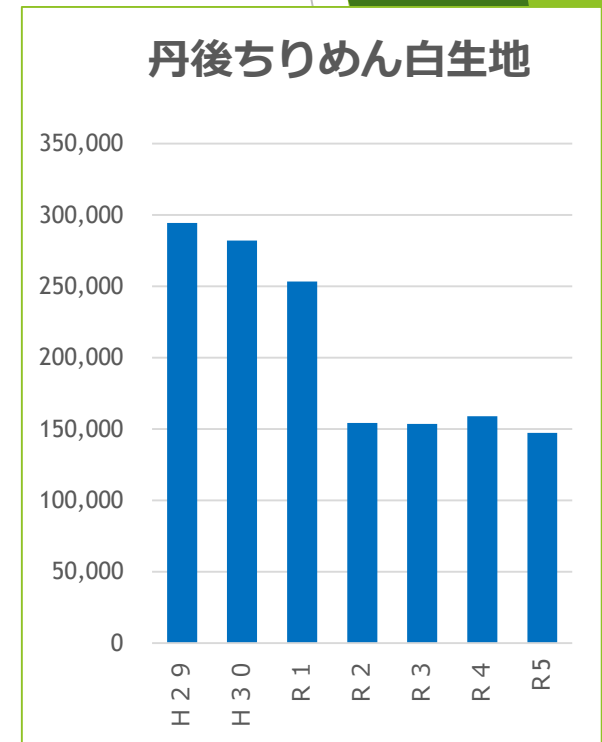
西陣織、京友禅・京小紋、丹後ちりめんとも、ピーク時の生産量と比較して、5%以下となっている。



**R5年:約25万本**  
(昭和50年比:3.5%)



**R5年:約25万反**  
(昭和46年比:1.5%)



**R5年:約15万反**  
(昭和48年比:1.6%)

# 京都府の伝統産業振興策

## 仕事づくり ～ 新市場開拓への支援

新商品開発や新分野・新市場開拓への支援

## ものづくり ～ 生産設備等への支援

生産設備の改修や更新、道具類購入等への支援

## 人づくり ～ 人材育成への支援

技術・デザイン研修等、後継者となる人材の育成

# 新商品開発や新分野・新市場開拓の支援(仕事づくり)

## <シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム>

【設立】令和3年4月

【構成】西陣織工業組合、京友禅協同組合連合会、  
丹後織物工業組合、京都府

【目的】3産地が連携し、和の文化力や技術を生かした世界ニーズに応える魅力的な商品づくりを展開し、さらには直接バイヤーと商談できる力を養い、**「シルクテキスタイルの世界的な産地」**を目指す。

【取組】(1)国内外新市場・新分野開拓

- ・建材・インテリア市場参入事業
- ・ハイファッション市場参入事業

(2)ものづくり体制の再構築

- ・機料品調達連絡協議会の運営



京友禅サリー展示



海外テキスタイル展示会(ミラノウニカ) 出展

# クリエイター・イン・レジデンス( Creator In Residence )事業

## 目指す姿

- ◆ 世界から注目されるシルクテキスタイル産地の形成
- ◆ (「京都府総合計画」)

## 事業概要

- デザイナーやクリエイターが集い、柔軟な発想による商品開発を継続的に行う産地を目指し、海外のインテリアやファッションのクリエイター等を招聘し、丹後に滞在して丹後の織物事業者等と協働で商品開発
- 開発した商品は海外展示会等に出展するとともに、丹後の歴史文化、自然や食など丹後の魅力を一体的に発信することにより、丹後ブランドの価値を向上



ミラノデザインウィークで生地を展示

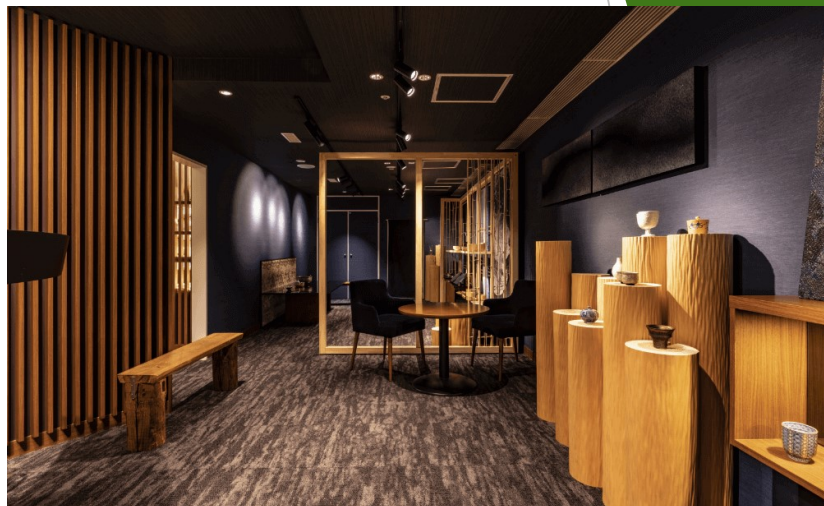


丹後の織物工房での協働商品開発

# 伝統産業の新商品開発・販路開拓のサポート拠点

## 「Kyo-Densan-Biz」

商品開発や販路開拓を目指すも取組方に悩む事業者に対し、外部専門家等の指導・助言も交えて新たなビジネス創出を伴走支援



## 新商品開発・新市場開拓補助金

「Kyo-Densan-Biz」の伴走支援を受け、異業種連携による新商品開発や海外など新市場開拓の取組に対し、対象経費の2分の1を支援



御清聴ありがとうございました。

# 織物・機械金属振興センターの技術開発事例

## (丹後ちりめん×テクノロジーによる用途開発)

令和7年3月17日（月）

2月定例会特別委員会 新技術と社会づくりに関する特別委員会

京都府織物・機械金属振興センター 所長 白江 喜之

# 目次

1. 京都府織物・機械金属振興センターの紹介
2. 丹後の織物業について
3. 丹後の織物技術を用いた開発事例
4. 「空気の流れを検知する丹後ちりめん」の紹介

# 1. 京都府織物・機械金属振興センターの紹介

- ▶ 京都府 商工労働観光部に属する公設試験研究機関
- ▶ 明治38（1905）年に設置され、令和7（2025）年に創立120周年
- ▶ 京都府北部の織物業、機械金属業への技術支援
- ▶ 主要業務は研究開発、技術相談、人材育成、依頼試験、機器貸付など
- ▶ 織物分野では、糸から織物を製造する一連の設備（撚糸機、整経機、織機等）を自在に稼働させて、業務を実施することが強み



織物試料の作製風景（たて継ぎ）



テキスタイルコンテスト6年連続受賞

# 1. 京都府織物・機械金属振興センターの紹介



人材育成（センター内設備にて）



人材育成（企業の現場でのフォローアップ）



機器貸付による商品開発支援（サンプル整経）



職員の研究開発（はっちょうねんし八丁撚糸）

## 2. 丹後の織物業について

- 丹後ちりめんが江戸時代（1720年）に創業（絹織物に関する歴史は、奈良時代から）
  - 和装用素材の主産地（白生地の国内製造の70 %以上、西陣織の84 %を製造）
  - 昭和50年前後に最盛期を迎え、現在の規模は数 %
  - シボや紋様を表現するため、従来から高度な撚糸・紋織り技術を駆使
  - 技術を利用すれば、用途を拡大できる可能性を秘めている！
- ➡ 織物・機械金属振興センターが、技術のアレンジによる研究開発を実施

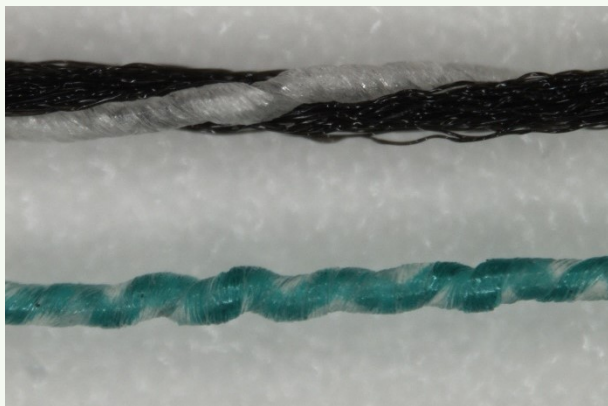


シボ（撚糸の収縮による凹凸形状の発現）



紋様（たて・よこ糸の交差の制御）

### 3. 丹後の織物技術（撚糸、紋織り）を用いた開発事例



機能を補完するシルクとポリエステル  
のハイブリッド強撚糸（撚糸技術）  
きょうねんし



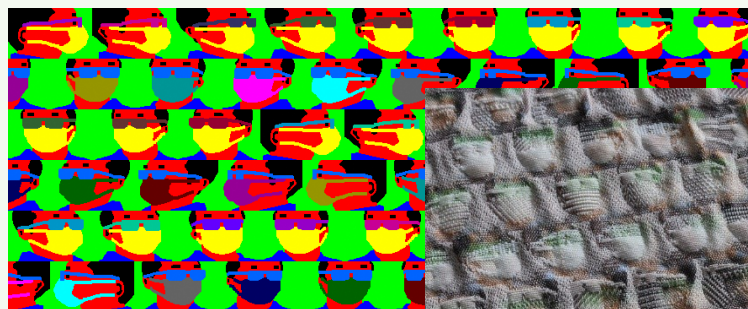
織物を切り貼りせずに型に賦形した  
FRPヘルメット（紋織り技術）



薄く軽く伸縮性のある織物  
（撚糸技術）  
（ジャパン・テキスタイル・コンテスト2020優秀賞）



高高く柔らかく伸縮性のある織物  
（撚糸技術×紋織り技術）  
（ジャパン・テキスタイル・コンテスト2019優秀賞）



NFTピクセルアート織物  
（紋織り技術）  
（ジャパン・テキスタイル・コンテスト2022エモーショナル賞）



## 4. 「空気の流れを検知する丹後ちりめん」の紹介



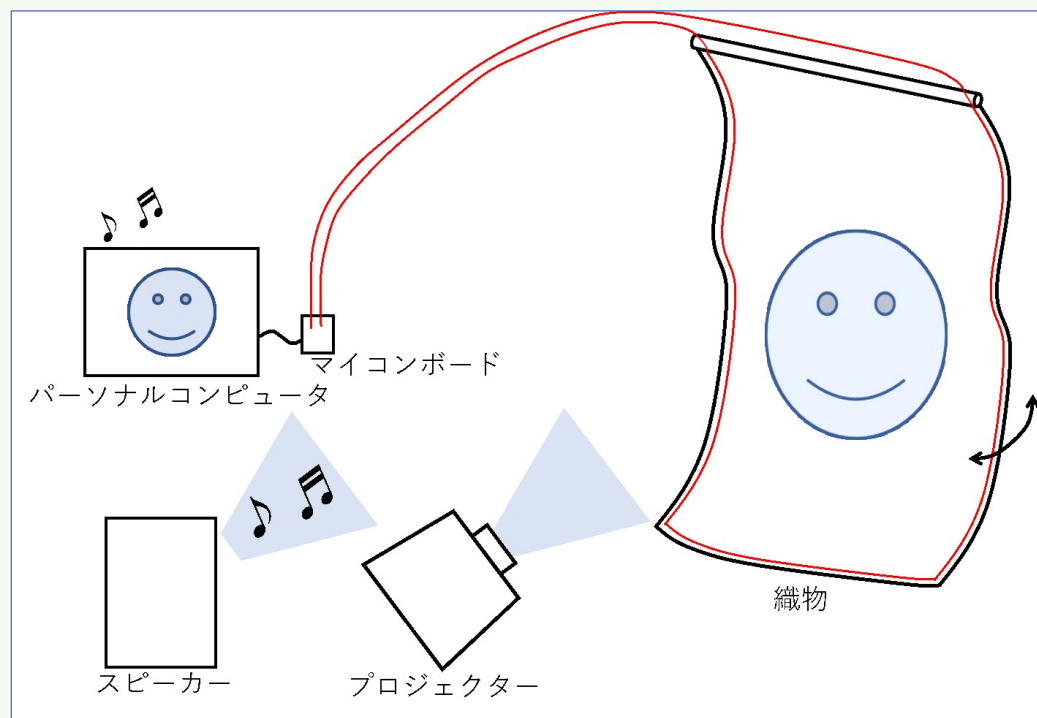
薄く軽い「空気に漂うジョーゼット」  
(ジャパン・テキスタイル・コンテスト2020優秀賞)

- この織物素材の薄さと軽さは、細い生糸に  
はっちょうねんし  
八丁撚糸をかけることにより実現
- 微風に対して大きく揺らぐ特徴を生かし、  
空気の流れを検知するシステムを開発。  
令和5年10月に特許を取得

織物の製造技術を事業者に移転し、当センターの機器貸付及び人材育成により試作製造を支援。現在、自社で製造を開始



## 4. 「空気の流れを検知する丹後ちりめん」の紹介



特許の原理の模式図

- 空間に吊った織物が微風で揺れ動くことを電気信号として捉えて、揺れ動きに応じて映像や音楽を制御
- 丹後ちりめん × 導電性糸 × プログラミング × 空間演出による用途開発
- 丹後ちりめんを、インスタレーション（空間演出）の場面で利用できます。

## 4. 「空気の流れを検知する丹後ちりめん」の紹介



- 多くの展示会やイベントに出展。丹後ちりめんに関する新たなネットワークやニーズを開拓中
- 実用化に向けて、空間デザイナー、プログラマー、映像・音楽制作、アーティスト等との連携を求めています！



DESIGNART TOKYO 2024出展の様子 (YouTube)

展示会出展の例 (DESIGNART TOKYO 2024)

# 京都府織物・機械金属振興センター

## の見学会を実施します！

(参加費無料)



対象者：公務員を志望する方、  
テキスタイルに関わる仕事をしたい方、  
研究開発（繊維科学、理工学、被服学）をしたい方など

業務や生活の様子など、  
職員がお答えします！

リアル開催  
3.26 13:00~14:30  
WED

オンライン開催  
3.27 10:30~12:00  
THU

➡ 詳しくは裏面を  
ご覧ください



YouTube



Instagram



Facebook

ご清聴、ありがとうございました。

(案)

令和7年 月 日

京都府議会議長 石田宗久 殿

新技術と社会づくりに関する特別委員長 中島武文

### 閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

### 記

#### 1 件 名

AI、IoTなどの先端技術を活用した新産業の創造や京都産業の多様性を生かし、人材確保策をはじめ様々な分野の課題の解決を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた施策について

#### 2 理 由

審査及び調査が終了しないため

## 行催事等に係る委員会調査一覧表(案)

商工労働観光部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時
けいはんな万博2025開会式	けいはんな万博2025運営協議会	けいはんなプラザ (相楽郡精華町)	令和7年4月13日(日) 午後2時～3時30分

## 行催事等に係る委員会調査の結果概要について

総合政策環境部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会場 (市区町村名)	年月日
京都環境フェスティバル2025 オープニングセレモニー	京都環境フェスティバル実行委員会	京都府総合見本市会館 (京都パルスプラザ) (京都市伏見区)	令和7年2月1日(土)

商工労働観光部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会場 (市区町村名)	年月日
ZET-summit 2025 オープニング	京都府、向日市、JR西日本、 京都銀行	永守重信市民会館 (向日市)	令和7年2月4日(火)